

2013年5月17日付の委員会委任規則 (EU) No 736/2013  
既存の殺生物活性物質の審査のための作業計画の継続に関して、  
欧州議会及び理事会規則 (EU) No 528/2012 を改正する

(欧州経済地域 (EEA) 関連文書)

欧州委員会は、

欧州連合の運営に関する条約に関して、

殺生物性製品の市場における入手及び使用に関する 2012年5月22日付の欧州議会及び理事会規則 (EU) No 528/2012 (注<sup>1</sup>) の、特に第 89 条 (1) の第 2 サブパラグラフについて、以下の点を踏まえつつ本規則を採択した。

- (1) 規則 (EU) No 528/2012 は、殺生物性製品の上市 (注<sup>2</sup>) に関する 1998年2月16日付の欧州議会及び理事会指令 98/8/EC の第 16 条 (2) に従い開始された既存のすべての殺生物活性物質の体系的な審査に向けた作業計画の継続を規定する。
- (2) 規則 (EU) No 528/2012 の第 89 条 (1) の第 1 サブパラグラフは、2014年5月14日までに達成すべき作業計画を規定する。
- (3) 委員会の最新の試算によれば、殺生物性製品の上市及び使用に関する欧州理事会及び議会の規則の採択をめぐる欧州議会の見解について欧州連合の運営に関する条約の第 294 条 (6) に従った欧州議会の委員会からの文

書 (注<sup>3</sup>) に示されている通り、殺生物性製品に使用される既存のすべての活性物質の審査は 2024年12月31日までに終了する。

- (4) したがって、上記の日付まで作業計画を延長することが妥当である。

以下の規則を採択した。

第1条

規則 (EU) No 528/2012 の第 89 条 (1) の第 1 サブパラグラフを以下に置き換える。

「1. 委員会は、98/8/EC の第 16 条 (2) に従い開始された既存のすべての活性物質に対する体系的な審査の作業計画を、2024年12月31日までに完了することを目標に、継続するものとする。その目的のために、委員会には、作業計画の遂行、及びこの作業計画における所管当局と参加者の権利・義務の詳述に関する第 83 条に従い、委任法令を採択する権限があるものとする。」

第2条

本規則は、EU 官報で公告後 20 日目に発効するものとする。

本規則は完全に拘束力を有するものでありすべての加盟国において適用される。

すべての加盟国において 2013年5月17日ブリュッセルにて作成

欧州委員会を代表して  
委員長

ジョゼ・マヌエル・バロゾ

<sup>1</sup> 2012年6月27日付 EU 官報 167、p. 1

<sup>2</sup> 1998年4月24日付 EU 官報 123、p. 1

<sup>3</sup> COM (2011) 498 最終版